

関西業務ニュース

2014年2月20日 No.245

JR東海労働組合新幹線西地方本部

発行 小林 國博 編集 業務部

〔「大阪台車検査車両所における職場諸要求」に関する申し入れ〕の残り部分について業務委員会を開催。

2月19日、「申」第15号〔「大阪台車検査車両所における職場諸要求」に関する申し入れ〕(2013年10月9日申し入れ)についての前回(2月7日開催)の業務委員会(詳細は『関西業務ニュース』No.242をご参照下さい)で議論出来なかった項目について業務委員会を開催しました。

《若干のやり取り》

(設備について)

5項(6階男性用トイレの数を増やし、体調不良等の対応に対処出来るようにすること。)について

組合：そもそも6階のトイレは設計ミスではないか。男性用に変更して欲しい。

会社：それは男性のエゴではないか。女性社員は6階で執務している。

組合：男性社員はトイレの数が少なく、現実に苦労している。

会社：他の階も使用している。

6項(6階洗濯機・乾燥機の数足りていない。増設スペースがあるにも関わらず増設しない理由を明らかにすること。)

組合：どちらも足りない。洗濯よりも乾燥に時間がかかる。当面、早急に乾燥機を増設すること。スペースはあると聞いている。

会社：何を持ってスペースがあるといえるかわからない。我々は増設するスペースはないと認識している。

組合：一緒に見に行けば一番よく分かる。

(業務関係について)

1項(車軸軸受けのJT21Aに加えN700A用軸受けJT21BはN700、N700A編成に混同使用するにも関わらず、アリスの管理ではJT21Bを製造番号の前にBを付けてして管理する理由を明らかにすると共に番号管理を統一すること。)について

組合：違いは何か。

会社：型番が違うと言うことは、仕様が違う。資料がないので詳細はわからないが、小さいな設計とか違うので型番を替えている。

組合：JT21AからJT21Bに切り替わるのか？

会社：替わる。

組合：いつから替わるのか。やるなら早く切り換えて作業がやりやすくすべき。

会社：何とも言えない。経年交換もある。

2項（東海労組合員の特定パートの固定指定をやめ、全体のパートに満遍なく振り分けること。）について

『関西業務ニュース』No.241 「8項」回答をご参照ください。

3項（見習いをつける場合は労災、ヒューマンエラー防止の観点から、複数箇所のパートを経験し十分な技術力を持った社員に就けること。）について

組合：見習い必要はなくなるのではないか？

会社：前回も回答したが、経験があればいいことはいいが、会社としては、しっかり確認して指定している。

4項（復帰教育を終えた社員が元の作業に従事していない事象が発生しているが、その理由を明らかにすること。）について

組合：先日、誤った作業をした社員が戻って元の作業をしている。戻っていない社員がいるのに差別ではないか。

会社：戻れるかどうかを判断するのが復帰教育。その後、元の担務に戻るのが原則ではあるが、他の繰配も含めて変わる場合もある。業務上の作業指示である。

組合：申し入れにあるような事象があることは認識してほしい。今後、同様の事象が発生しないように現場を指導すること。

5項（台車組立、枠検修組込前の検査場に照明設備を設置し、労災防止・ヒューマンエラー防止・品質の向上を図ること。）について

組合：調べたのか。

会社：現行の照度で作業可能である。懐中電灯もある。

組合：晴天の時はまだ良いかもしれないが、雨や曇りの時は暗い。検査での見落としを認めない以上、改善を検討すること。

会社：要望があることは聞いておく。

（輪軸グループ、新駆動装置検修（大修）班の工事関係について）

1項（現行工事が行われているブースの作業の流れ及び人員配置について明らかにすること。）について

組合：1・3・4・5項全般について、業務委員会の開催が遅すぎる。

会社：緊急の申し入れ等については調整している。可能な限り早く開催していく。

2項（洗浄作業はドライアイスを使うと聞いているが、洗浄方法と効果及び環境に対する影響について明らかにすること。）について

組合：地球温暖化の関係で影響があるのではないか？二酸化炭素の回収はしているの

か？

会社：多くの会社が入り込んでいる方式である。

組合：環境・人体に影響ないと言っているが、呼吸が苦しくなったら作業を止めろと言われている。危険を伴う作業ではないか？

会社：注意喚起のレベルで、念を入れている。ハード面では安全である。万全を期している。

組合：自動化できれば自動化してほしい。

3項（フラッシング、大蓋解体、大歯車磁粉作業、小歯車磁粉作業、組込、シム調整作業に変更があるのか明らかにすること。）について

組合：1・3・4・5項全般について、業務委員会の開催が遅すぎる。

4項（姿置き作業の具体的個数、作業時間、作業場所、作業要員を明らかにすること。）について

組合：1・3・4・5項全般について、業務委員会の開催が遅すぎる。

5項（チェックシートの変更箇所、変更理由、記入方法、対面チェック有無を明らかにすること。）について

組合：1・3・4・5項全般について、業務委員会の開催が遅すぎる。

以上